

# 五、教 育

## 教 育 史

### 一、江戸時代

明治五年に学制が頒布されたが、江戸時代にも庶民も子弟に学業を修めさせるようになり、武家子弟の学校とは別に手習所を用いるようになった。これは、手習師匠が子どもを集めて手習いを教える小さな学校で、これが寺小屋であった。ここでは、基本文字の習字から始め、しだいに往来物などを教材として学ぶようになった。また、文字の手習・読書のほかに、算盤（そろばん）で計数の学習をするものもあった。

笹の寺小屋は明覚院で開かれたが一部豊田の円蔵寺で行ったものもあったと聞いている。寺小屋はいっ出来たか明らかではないが、むかしから、東阿法印・閑居様で知られる円詮はじめ多くの僧侶や学識の方が出ているこ

とから考え、子弟教育に対する関心の高かったことが想像される。

### 二、明治時代

#### 学制頒布

人々自ら其身を立て 其産を治め 其業を昌にして  
以て其生を遂るゆえんのもの他なし 身を脩め智を  
開き 才芸を長ずるによるなり……中略……自今  
以後一般の人民 華士族農工 必ず邑に不学の戸なく  
商家及婦女子  
家に不学の人なからしめん事を期す 人の父兄たるも  
の宜しく此意を体認し 其愛育の情を厚くし 其子弟

をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり  
高上の学に至ては其人の機能に任かすといえども幼童  
の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其  
父兄の越度  
たるべき事

………後略

明治五年壬申七月

太 政 官

〔明治五年八月三日に太政官の布告をもって「学制」  
として公布した〕

また「学制」の内容の一つとして、学区制が定められ  
た。

### 学区制

全国を五三、七六〇の小学校に分け、ここに小学校一  
校を、二一〇の小学区をもって中学区とし、全国二五六  
の中学区に中学校一校を設置することとし、三二の中学  
区をもって大学区として、ここに大学一校、全国に八大  
学を設けることとした。

しかし、これはどこまでも基準となる計画であって、

小学・中学・大学が全国一せいに設置されたわけではな  
く、文部省はまず小学校の開設からはじめ、三・四年の  
間にわが国が必要とする二六、〇〇〇ほど（全国の小学  
区数の半分弱）の小学校が設置された。中学校は計画だ  
けで、実際には設置されず、大学も明治十年に東京大学  
一校が開設されただけだった。また小学校も計画にある  
数だけは開設されなかった。

また、小学校の設置運営の経費は、学区各戸への賦課  
金や有志の寄附金などによってまかなわれた。

このような状況の中で、明治七年に笹に小学校が開設  
されたことは、当時の地区民の教育への関心と学校を維  
持する財力の裏付けがあったからだと思われ、深甚な感  
謝の意を表わしたい。

教育の内容 明治六年五月十九日に示されたもの

小学ヲ分ケ上下二等トス 下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止  
リ、上等ハ十歳ヨリ十三歳ニ終リ上下合セテ在学八年  
トス 下等八ノ一級ハ毎級六ヶ月ノ習業トス

第八級 六ヶ月 一日五時一週即四日二十時ノ課定

一、六ノ日ヲ除ク 以下之ニ倣ヘ

綴 字 一週四時 即一日一時

習 字 一週四時

単語 読方 一週四時

算 術 洋法ヲ主トス一週四時

修身 口授 一週一時

国体学口授 一週一時

単語 誦誦 一週二時

七級一級略

修業年限

明治 五年 八年制(下等四・上等四)

明治 十四年 初等科三年、中等科三年、高等科二年

明治 十九年 尋常小学校四年(義務制とした)  
高等小学校四年

当時は、すべての学齡兒童を四年課程の尋常小学校へ入学させることは困難であつたので、半日学校で三年の簡易科を設けることも認められた。當時は、就学率五〇%に達していなかつた。

明治 四十年 義務教育年限二年延長 尋常小学校

六年、高等小学校二年

昭和二十二年 六三制 小学校六年、中学校三年

義務制

明治十七年頃、不況頂点に達し、明治十八年八月教育令改正

- (一) 校舎ハ必スシモ別ニ設ケス 社寺ノ底下若クハ民家ノ一隅ヲ以テ充用シ從來ノ家塾様ノ体裁ニテモ妨ケナキモノ(小学教場寺小屋風のものゝ認められた)
- (二) 小学校及び小学教場は「兒童ニ普通教育ヲ施ス所」と規定し、教科についての規定は削除した。
- (三) 土地の状況により、午前もしくは午後半日の、または、夜間に授業することも認められた。
- (四) 学務委員を廃し、その職務を戸長に掌らせることとした(経費節約のため)
- (五) 学齡兒童の就学期間については、明確な規定を設けず、単に「普通科ヲ卒業ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラズ」

学校運営費

学制発足当初の小学校運営費は主として学区内集

金と寄附金によってまかなわれた。

明治六年の公費統計

文部省補助金 一二%余

学区内各戸割当金 約四三% (貧富の程度に応じて課した)

寄附金 約一九%

授業料収入 約六%

このような過重な民費負担に対する民衆の不満は大きく、教育内容に対する不信などと合わさって学制に対する批判が高まった。

明治十四年以降国の補助金廃止

### 笹と学校

明治五年、学校の制度ができる (学区・学校・教員・経費等規定)

M七

- 第一大学区 第二 第八十三 高水 第八十四番
- 十一番中学区第八 小学校 滝原小学校
- 十二番 笹小学校

M一〇・一〇・一四

三校を合併して、亀山小学校と改称 (坂畑・広大寺) 笹小学校は亀山小学校附属小学校として笹にあった。

(地勢不便通学困難なため学校分離)

M一五・

笹小学校 亀山小学校 黄和田畑小学校 蔵玉小学校

M一八・九・一八

校舎火災のため藤林加藤長右衛門宅借用

M二〇

二校を合併して文淵小学校と改称

しかし笹小学校は名義上の合併で、笹分校として依然として笹に置く

(笹分校)

M二二・四

町村制施行 小学校管理を町村長に移す  
亀山村に文淵・蔵玉の二尋常小学校を置き香木原校を分教場とす

M二六

(笹 分校) 亀山村立文淵尋常小学校

M三〇・二・一〇

(笹 分校廃止)

M二九・一・三〇

笹八国台(片倉地先)で

松丘・文淵・蔵玉の三校連  
合運動会が開かれた

M三九・五・一四

文淵尋常小学校廃校 竹世尋常小学校 蔵玉尋常

。学校の位置を笹に移す

。竹世尋常小学校

タケヨ(チクセともいわれた)

笹の字をわけたものと思われ  
る

。M四一・折木沢仮教室分は

亀山尋常小学校のものであ

M四二・七

香木原・四方木・蔵玉・藤林へ学校を存置す  
るよう千葉県知事へ上申書提出

るが、暫く竹世尋常小学校  
長が事務取扱いをした。

。笹にあった竹世尋常小学校が、いつ  
藤林に移ったか不明である。

T二・三・一五

竹世尋常小学校に高等科設置認可

T二・三・三一

竹世尋常高等小学校を亀山尋常高等

小学校と改称

T三・二・一一

坂畑萩原台二二三 新校舎完成

転式挙行(現在の坂畑小学校の位置)

敷地は坂畑区の寄附、管理者(村長)

宮野浅吉、学校長宮野新之輔(何れ

も笹の人)

小学校問題ニ関シ意見上申書

君津郡龜山村

相川佐代吉外參百拾九人

惣代人筆

謹而書ヲ裁シ本縣知事閣下ニ捧呈シ以テ聊カ意見ヲ陳述セントス抑モ本村ノ地勢タルヤ東西六里南北式里ノ廣サヲ有シ為メニ国民教育ノ普及ヲ図ランニハ適當ナル地点ニ數校舎ヲ置カザルベカラズ若シ時ノ理事者提案ノ一校トセンカ不就學者続出ハ自然ノ結果ニシテ其目的ニ違背スルヤ慨然タラザルヲ得ズ然リ然ラバ本村ハ四方木・香木原両区ハ現状ヲ維持シ蔵玉・藤林ノ現在地ニ改築或ハ増築ヲ加フルハ村民ノ渴望ニシテ又国民教育ノ發展上争フベカラザル諸種ノ要求ニ適合シタル地点ナリ請フ閣下本村ノ大勢ヲ鑑ミ適當ナル措置アラシコトヲ懇願ス恐惶謹言

明治四拾貳年七月 日

君津郡龜山村笹区長

相川 佐代吉

全郡全村 豊田区长

座間 金 太

全郡全村 川俣区长

鴫田 由太郎

全郡全村 藤林区長

島津 芳太郎

全郡全村 草川原区长

鳥海 作治郎

全郡全村 坂畑区长

榎本 平吉

全郡全村 釜生区长

手島 忠治

全郡全村 蔵玉区长

鈴木 徳松

全郡全村 黄和田畑区长

鈴木 定右衛門

全郡全村 香木原区长

鈴木 半吉

学校設置當時の学区について

八十二番 笹小学校の学区……はつきりしていないが、おそらく香木原・笹（現在の片倉・清水を含む）・豊田・加名盛・大中・利根の六ヶ村であったと思われる。

前記六ヶ村は明治十七年現在では笹村外五ヶ村戸長役場の管轄であり、加名盛・利根は明治十一年に広岡小学校に学区変更している。

